

令和7年第1回津南町議会定例会会議録 (3月14日)

招集告示年月日		令和7年2月17日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年2月27日 午前10時00分			閉会	令和7年3月14日 午後2時03分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野 徹	応・出	
	5番	久保田 等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田 稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田 昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長	村山 詳吾	○	
	教育長	島田敏夫	○	DMO推進室長	石沢久和	○	
	農業委員長	藤ノ木 稔		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	欠	ジオパーク推進室長	五十嵐 誠	○	
	福祉保健課長	野崎 健	○	会計管理者	鈴木真臣	○	
	税務町民課長	小島孝之	○	病院事務長	小林 武	○	
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	太田 一規		
会議録署名議員		2番	滝沢 萌子	7番	風巻 光明		

〔付議事件〕 （3月14日）

- | | | | |
|-------|--------|--|----------------------------|
| 日程第1 | } | 議案第27号 | 財政調整基金の処分について |
| 日程第2 | | 議案第28号 | 津南町減債基金の処分について |
| 日程第3 | | 議案第29号 | 津南町簡易水道事業運営基金の処分について |
| 日程第4 | | 議案第30号 | 令和7年度津南町一般会計予算 |
| 日程第5 | | 議案第31号 | 令和7年度津南町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第6 | | 議案第32号 | 令和7年度津南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第7 | | 議案第33号 | 令和7年度津南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第8 | | 議案第34号 | 令和7年度津南町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第9 | | 議案第35号 | 令和7年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計予算 |
| 日程第10 | | 議案第36号 | 令和7年度津南町農業集落排水事業会計予算 |
| 日程第11 | | 議案第37号 | 令和7年度津南町病院事業会計予算 |
| 日程第12 | | 議案第38号 | 令和6年度津南町一般会計補正予算（第18号） |
| 日程第13 | | 発議案第1号 | 津南町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について |
| 日程第14 | 発議案第2号 | 津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について | |
| 日程第15 | 陳情第1号 | 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める陳情 | |
| 日程第16 | | 議員派遣の件について | |
| 日程第17 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について | |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午後 1 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

議長（恩田 稔）

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
町長。

町長（桑原 悠）

議長から貴重なお時間を頂き、私から改めて御説明いたします。

先日、2月28日の本会議で江村大輔議員からの一般質問に対し、答弁が過去の答弁と異なると受け止められた方もいらっしゃるとの御指摘が議会の申入れからあり、御質問の大きな2点目、保育園整備の責任について、今一度、御説明差し上げます。

2月28日の答弁の中で、「取組全体でうまくいかせることが責任であり、過去における執行済み経費においては、その時点において必要経費として支出された経費だが、今後、設計が進むなかで新たに損失が生じた場合は取組全体で問題が生じているという意味であるので、その時点で責任を取るということは考えたいと思っています。」と発言いたしました。

具体的には、令和7年度から保育園増築等工事の設計を進めるなかで、例えば、地中熱導入の有無が決定し、地中熱導入に係る補助金申請事務費や試験掘削工事費などの過去の執行済み経費のうち活用できるかどうか確定していない経費の中で、今後、再活用できないものが発生したとなれば、それを損失と判断した場合、その時点で責任を取る必要性、また、どのようなかたちで責任を取るべきか、議会の皆様の御意見等もお伺いするなかで、最終的に判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

日 程 第 1

議案第 27 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 2

議案第 28 号 津南町減債基金の処分について

日 程 第 3

議案第 29 号 津南町簡易水道事業運営基金の処分について

日 程 第 4

議案第 30 号 令和 7 年度津南町一般会計予算

日 程 第 5

議案第 31 号 令和 7 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 6

議案第 32 号 令和 7 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 7

議案第 33 号 令和 7 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 8

議案第 34 号 令和 7 年度津南町簡易水道事業会計予算

日 程 第 9

議案第 35 号 令和 7 年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計予算

日 程 第 10

議案第 36 号 令和 7 年度津南町農業集落排水事業会計予算

日 程 第 11

議案第 37 号 令和 7 年度津南町病院事業会計予算

議長（恩田 稔）

議案第 27 号から議案第 37 号まで一括議題といたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 27 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 27 号について採決いたします。

議案第 27 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 28 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 28 号について採決いたします。

議案第 28 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 29 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 29 号について採決いたします。

議案第 29 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 30 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9 番、栗原洋子議員。

（9 番）栗原洋子

9 番、栗原洋子です。

令和 7 年度一般会計に反対の討論をいたします。

はじめに、この間の物価高騰は町民の生活を圧迫し、特に大雪となった今年は大雪対策でどの家庭も燃料代、資材、食料の高騰で生活も農業関係の施設維持にも苦しい冬を経験しました。若者が農業を続けられるよう、町の支援を訴える家族の声も聞きました。新年度予算で物価高騰対策として、介護・障害の事業者に対する支援、低所得世帯への支援に重点を置く重要な施策だと思っておりますが、更に、農業など基幹産業への支援を強めなければ、農業離れ、地元離れが進むと危惧しています。

次に、公共交通事業に毎年 8,000 万円以上の税金が使われ、大きな課題です。公共交通は地域づくりの肝だと思っております。利用者が少しでも便利になり、少しでも街中に出てきてもらうにはどうしたら良いか、ここに首長の姿勢が強く見られます。ここを改革しようというまちづくりへの姿勢、観点が私は全く無いと思っております。縦割り行政の中で何も手を付けようとせず、努力をしない、怠慢行政だと思わざるを得ません。もっと踏み込んだ改革を新年度にやるべきです。

次に、観光地域づくり、DMO 関連です。町の一大イベント、雪まつりが終わりました。多くの観光客が訪れたことと思っております。課題が多く残った祭りだと感じています。経済効果、スタッフ体制など、しっかりと検証していただきたい。そして、一番強く指摘するところは、既に正面に移転した町観光協会は、一大イベントの雪まつり当日から二日間、休業の

貼り紙がありました。入口は閉じたままです。県外ナンバーの車も駐車場に多く見られていました。この観光協会の職員は、どこで何をしていたのでしょうか。そして、大割野の会場でも停電などトラブルがあったそうです。町の観光への取組姿勢はこんなものかと呆れてしまった雪まつりでした。

そして、大阪万博出展負担金 200 万円。様々な問題を指摘されている所に血税を払うなら、豪雪の津南町を大きくPRしてきてほしい。経済効果もしっかり検証してください。

ニュー・グリーンピア津南の新たな経営者を期待するのは難しい。海外資本の企業は、小さい自治体に目を向けています。職員にもしっかりと説明をし、幹部 2 人や 3 人だけでなんとかしたいという甘い考えはやめたほうがいい。今後の進捗を公表し、ガラス張りの行政にすること。丸秘の資料を出すことは議会軽視であります。

保育園整備も町長の説明は分かりにくい。どんな増築をしようとしているのか、自分でどういうふうにしたいのか、分かりやすく伝えるべきです。

そして、津南病院関連では、財務改善を本気でやるべきだと思います。診療科を減らし、医師・看護師の確保は難しい、そういうなかで、まず人材確保、これに力を入れるべきです。介護医療院の開設は、人材が無ければ無理です。

福祉を削り、箱物行政を続ける町政。桑原町政もあと 1 年の任期です。国の方針に準拠するだけで、本来の自治体の長としての姿勢が見えません。町民の福祉、命と暮らしを守るため、今後 1 年間、死に物狂いで働いていただきたい。国からの悪政の防波堤になっていただくことを切に願い、反対の討論といたします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3 番、村山郁夫議員。

（3 番）村山郁夫

原案に賛成の立場で討論いたします。

9 月議会でお示しした私の津南町の人口構成別表で見ますれば、現在、人口のピークを示す仕事のリタイヤ期であります 65 歳から 74 歳の人口が、5 年後においては税を負担する力、担税力の低い階層に移ります。反面、医療・介護をはじめとする社会的支援が必要な階層へと移行するため、ここ 5 年の間に町民税を中心に大きく税収が減少することに併せて、保健・医療分野の支出額は増大していきます。津南町は、農林統計で田 2,000ha、畑 1,200ha の耕地から施設園芸を含めて約 30 億円、畜産で 9 億円、林業で 4 億円、合計で 43 億円とされていますが、系統外への取引きを含めても販売額は 50 億円に満たないと推測されます。また、令和 2 年の農林業センサス調査においては、農家戸数は 1,228 戸とあり、最近の町の世帯数 3,403 世帯と比較すると、2.7 戸に 1 戸が農業に従事しています。このことは、令和 7 年度予算資料の町民税の項目において、業種別所得割額は主たる収入区分ごとに集計された値であるため、農業所得は各区分に分散されて含まれていることから見ますと、町の産業構造において、農業は町民の基礎的生活を支える基盤であることが分かります。令和 3 年策定の町総合振興計画 13 ページによれば、10 年前の時点から 50 歳未満の農業従事者の割合、すなわち 10 年後の現在では 60 歳未満の割合ですが、他産業の割合よ

り特に低い実態があるなかでは、農業経営体の大規模化、農地の集約化と同時に、農業以外に従事する人々のための産業育成と生活基盤の確立に努めなければなりません。これからの5年間で津南町がその後も存続できる転換を遂げなければ、このまま町の財政規模で同じ行政サービスを続けていくためには、最終的に市町村合併して町の赤字分を合併後の住民に広く薄く負担してもらわなければなりません。その際、新しい自治体に持ち込む事業は、発展のための事業と維持するためだけの事業に区別されます。この維持するためだけの事業は、新しい自治体にとって、津南地域という特定の地域的な需要を満たすだけのものとみなされ、多くは廃止することになります。特に、現在存在する箱物は新しい自治体にとっては、広く利用され、発展のための事業に必要なだとされない限り、赤字では切り捨てられてしまいます。では、合併をしたくないとなれば、町は存続のために徹底した行財政見直しが必要となります。特に、福祉・介護は15年後も需要が現在とほぼ変わりませんが、医療は人口減少と高齢化の進行で大きく変わらざるを得ないことは確かです。今、町には事業の効率化と財政的に身軽になることが求められている時代なのです。

以上の観点から、令和7年度と令和6年度の一般会計予算の増加分を見ますと4億7,000万円でしたが、歳入の増というのは、ふるさと納税寄附金を中心とした1億8,000万円、交付税1億7,000万円、起債8,000万円、デジタル基盤改革支援補助金7,200万円、国県支出金3,800万円を見込むもので、起債を除いても4億6,000万円の増を見込んでおります。一方、歳入の増においては、総務費の3億円はふるさと納税寄附金の活用でのもの、民生費の2億円、土木費の8,700万円、農業費の2,800万円、合計6億1,500万円の増分と歳入削減努力の結果とも言える1億4,500万円の減を差し引いて、収入額と均衡していると思えます。また、民生費は55%が一般財源以外で賄われるものとなっており、水道・下水・農排事業会計を補う操出金は社会インフラ整備における後年度負担経費と見なせます。しかし、水道・下水・農排事業会計への操出金6億3,000万円、病院事業会計補助金3億5,000万円、合わせて9億8,000万円、更にこれに公債費6億5,300万円を加えますと、一般会計歳出総額の20%を占めるまでになっておりまして、上下水道処理場施設の老朽化と病院の設備の劣化や保育園、ニュー・グリーンピア津南の今後を踏まえ、まだ若干体力の残る今後5年間の間でなんとかして生き残るための道をつけ、消滅自治体にならない対応が必要であることは誰もが自覚していることとさせていただきます。

このような条件の中での令和7年度予算においては、課題は課題として計上して予算書の上に表し、弱小自治体として現時点で取れるだけの対策は取った編成であると評価し、本予算案について賛成いたします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

令和7年度一般会計当初予算に賛成意見を述べます。

世の中の物価高騰の影響や人件費の増、施設修理費の増等により経常的な経費の増額になり、今年度も財政調整基金から4億6,000万円もの繰入れをせざるを得ない大変厳しい財政状況のなかで、一般会計総額は前年度比6.1%増の81億3,600万円となりました。新規事業が総務費関連では大阪関西万博関連をはじめ3事業、民生費関連では保育園整備事業を含む4事業、衛生費では出産子育て応援事業を含む3事業、農林産業関連では畦畔管理支援事業等の3事業、商工費関連ではプレミアムポイント発行事業の2事業、教育関連では学童対応の小学校整備事業の、全体で18もの新規事業が計画されています。これはまさに攻めの新年度予算編成が伺えると思います。その他、町政施行70周年記念式典、埋蔵文化財センターうもれあオープニングイベント等、今年度は事業が盛りだくさんです。これだけ厳しい財政状況のなか、がんばった予算編成だと私は思います。

あとは、ふるさと納税、今年も目標額が6億円ですが、6億円で満足せず、財政調整基金取崩しをしなくても済むほど稼いでいただくことを切にお願いをしまして、令和7年度一般会計予算に賛成します。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

賛成の立場で討論させていただきます。非常に悩みました。

令和7年度町長施政方針の中で、「昨年、検討・策定した津南町保育園環境整備のための検討会報告書及び津南町保育園の環境整備に向けた基本方針に沿って、可能な限り早期に課題解決を図るべく、順次、必要な事業を進めてまいります。」としております。数十年に一度の保育園整備は、津南町の将来に重要な取組です。私自身も保育現場では、子どもの育ち、保育士・保護者支援、施設などニーズや様々な課題があるということを考えておりますので、可能な限り早期に保育園整備を進めてほしいという思いはあります。一般会計予算の民生費の児童福祉費で、ひまわり保育園等整備事業、保育園設計業務委託料が1,100万円計上されております。保育の機能、保護者支援の機能、職員の働き方の視点の機能、地域子育て支援の機能、公共施設としての機能については、津南町保育園環境整備のための検討会で話し合われており、仕様書をしっかり明確にして基本設計に向かうこと、委託料の算定について更に詳細をお知らせください。

また、懸念していることもたくさんあります。「執行済経費のうち今後検討が必要となる経費について、可能な限り損失が出ないように、基本設計等に反映していく。」としていますが、幅広い視点での検討をしてください。また、環境省補助金の申請事務費、いわゆる地中熱関係については、議会答弁で教育長、教育次長が保育園環境整備のための検討会で議論・検証されるとしていましたが、検討会では地中熱利用については、経費の問題、利用効果の課題等から必要無いという結果となっております。この結果を町は真摯に受け止め、施政方針で言っていたように可能な限り早期に課題解決するというのであれば、令和8年度を待たず判断を早めていただきたい。

最後に、私自身の自戒を含めて我々議員、そして、町長をはじめとした行政職員も町民

のためにしっかりと誠意を持って取り組んでいきましょう。私たちそれぞれの立場での責務を全うしていきたいと考えております。

議会及び総文福祉常任委員会へ継続して意見交換、情報交換をして、慎重かつ丁寧に進めていただくことを申し添えて賛成討論とさせていただきます。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

討論を終結いたします。

議案第 30 号について採決いたします。

議案第 30 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 31 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 31 号について採決いたします。

議案第 31 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 32 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 32 号について採決いたします。

議案第 32 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 33 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 33 号について採決いたします。

議案第 33 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 34 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 34 号について採決いたします。

議案第 34 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 35 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 35 号について採決いたします。

議案第 35 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 36 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 36 号について採決いたします。

議案第 36 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 37 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 37 号について採決いたします。

議案第 37 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

議案第 38 号 令和 6 年度津南町一般会計補正予算（第 18 号）

議長（恩田 稔）

議案第 38 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 38 号について主なものを説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、地方交付税の増、前年度繰越金の増。歳出で、役場や所平克雪管理センター等の除雪作業報酬、除雪機械借上料の増、車両衝突や雪害によるニュー・グリーンピア津南関連施設の修繕料の増でございます。

農林振興課関係では、歳出で、農業ハウスや雪下にんじんほ場等の消雪対策や機械除雪のための春季緊急消雪促進対策事業補助金の増でございます。

教育委員会関係では、保育園、小学校及び中学校の春除雪のための除雪機機械借上料の増でございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

副町長（根津和博）、農林振興課長（太田 昌）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

3 番、村山郁夫議員。

（3 番）村山郁夫

除雪関連経費について伺います。

2 月 10 日から災害救助法が適用されたことによって、国や県の支出金の見込額、交付税を含めた見込額、これについては見込むことができるのかどうか、その見通しを伺います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

特別交付税のほうで除雪経費を多分見ていただけるのではないかと思いますのでけれども、特別交付税の通知が来るのが 3 月末になりますのでどれくらい来るのか分かりません。御承知のとおり、ほかの災害、大船渡市の山林火災等がありましたので、豪雪に対してどれくらい特別交付税が来るかというのはまだ分かりません。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

農林振興課関係につきましても、県の振興局を通じまして、本庁のほうにも要望を上げておりますし、また、JA 魚沼さんとも打合せをさせていただくなかで、JA 魚沼さんのほうもまた嵩上げをしていただけるようなお話を頂いているところでございます。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

要援護世帯の除雪の関係で、災害救助法の関係で県のほうから交付金というかたちでお金が来るといってごさいますけれども、今日まで請け負っていただいた業者の方、個人の方から申請を頂いているといっことごさいます。そちらをもって申請といっことごさいますので、はっきりとした数字はまだお伝えできないといっこと御了解いただければと思っっております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

1点、ニュー・グリーンピア津南の修繕料ですけれども、言っ間違っだと思っのですが、17万4,000円と副町長はおっしゃったのですが、174万円ではないでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

申し訳ごさいません。言っ間違っを気付かなかったかもしれません。174万円、御指摘のとおりごさいます。ちなみに、オリオンの窓の修繕が162万2,000円で、コスモの通路の窓ガラス修繕が11万8,000円の見積りとなっっております。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

村山議員と重複するかもしれませんけれども、前回の豪雪による専決処分、これの財源は、県の支出金が2,700万円、町の自主財源の繰越金を使ったのが3,100万円、支出金よりも自主財源のほうをいっぱい使っっている。今回の補正も地方交付税で1,000万円に対して繰越金を1,400万円使うといっことで、先ほどの答弁ですと、特別交付税が3月末に入るのはどのくらいか分からなといっことすけれども、この豪雪で満額国県から面倒を見てもらうとすれば、自主財源で出した繰越金の3億1,000万円と今回の補正の1,400万円です少なくとも四、五千万円は頂かないと持出しだといっ話になりますので。その辺が私も不勉強で分からないのですけれども、いずれにしても、豪雪による専決処分とこれを合わせるとそんな感じになっっているので、いっことなのかなといっことで、その辺を教っていただっきたい。

もう1点は農林振興課です。非常に有り難い話で、私もお願いしましたがけれども、新規緊急消雪対策補助金1,900万円、2,000万円弱出していただいているわけです。もうちょっとどんな内容にこの2,000万円が使われるのか、細かいのはいいのですけれど、例えば、雪下にんじんを早く掘り出すために重機を使うとか、苗代とか、消雪剤の散布とか。その辺を大まかなところでいいのですけれど、分かりましたら教えていただきたい。

以上です。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど申しあげましたように、特別交付税の額がまだ分からないというところなのですが、特別交付税のほかにも国土交通省とかで除排雪経費の追加支援の予定もあるように聞いています。そこら辺が来れば、当然、繰越金のほうにまた戻すようなかたちになりますので、最後の3月末の臨時会を予定させていただいているので、そこで調整させていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

春季の消雪促進対策事業補助金でございます。内容といたしましては、ハウスの除雪の経費の補助でございましたり、先ほど議員がおっしゃった雪下にんじんほ場の消雪対策、育苗用施設の除雪、そこに向かいます耕作道の除雪、消雪促進剤の散布、また、消雪作業によります機械借上料についても補助を予定しております。よろしく申し上げます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

特に心配しているのは雪下にんじんなのですけれども、まだ3m以上ある所で相当掘らないとエンジンが出てこないのです。これも私は素人で分からないのですけれど、雪下にんじんの畑の上の雪の上には重機が上げられない、重さがどういうふうになるのか分からないけれど、重機を上げないでやらなければいけないというようなことを聞いているのです。どういった消雪対策を雪下にんじんに対してはやるのかなと思って、その辺が私は分からないものですから、お聞きしたいと思います。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

何件かの業者さんがもう既に作業に入られていると伺っていて、それこそ議員がおっしゃるとおり3m近く雪があってなかなか作業が進まないというお話は伺っているのですが、重機をどうやって乗せるかまでは把握しておりません。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第38号について採決いたします。

議案第38号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

発議案第1号 津南町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第1号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（吉野 徹）

発議案第1号について趣旨説明をいたします。

令和4年12月、第33次地方制度調査会答申において、「多様な住民が議会に係る機会を広げることや議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とするべきである。」と提言されました。これを受け、地方自治法の一部が改正され、令和6年4月から議会に係る手続はオンラインにより行うことができることになりました。しかし、法改正によりオンライン化できることになった手続であっても、会議規則の中では書面で行うことが規定されたままになっていることのほか、地方自治法に規定されていない手続、つまり会議規則に基づく手続も同様の取扱いとするべきことから、津南町議会会議規則の一部を改正する必要があると、本日、改正案を提出するものであります。

改正案につきましては、手続のオンライン化以外にも、会議時間の変更手続の明確化や議場に持ち込むことのできる携帯品の見直しなど、全国町村議会議長会から示された標準例を踏まえ、所要の改正が含まれております。

議員各位には、規則の改め文と新旧対照表をお配りしております。これらの内容は、本日までには正副議長及び議会運営委員には議会運営委員会において説明するとともに、議会運営委員以外の議員の皆様方には個別に説明しております。また、先月の全員協議会にお

いても御協議いただき、本日を迎えております。

このため、新旧対照表にあります各条文の改正内容につきましては、この場で私から改めて説明することは省略させていただきます。

最後に、附則において、本改正は令和7年4月1日から施行することを規定しております。

なお、会議規則に規定する通知、作成、保存をオンライン化する方法やデジタル技術の利用方法につきましては、本規則の中では「議長が定める」と規定しておりますので、別途、「津南町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」を新たに設け、必要な事項を定めることとしております。その規程案は、既に議員各位にも配布しておりますので、本規則改正の承認後、議長において定めていただくことにしております。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

発議案第2号 津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第2号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（吉野 徹）

発議案第2号について、趣旨説明をいたします。

この度の条例改正は、発議案第1号の会議規則の一部改正と同様に、地方自治法の改正を踏まえ、議会に係る手続をオンラインにより行うことができることになりましたことを受け、津南町議会委員会条例の一部を改正する必要があり、本日、改正案を提出するものであります。

改正案につきましては、手続のオンライン化だけではなく、委員会開会の特例といたしまして、委員会を招集しようとする場所に議員が参集することが困難であることが認められる場合、委員長の判断で委員会のオンライン開会を可能とする規定を新たに設けております。

このほか、常任委員等の選任に関する規定の整理や、資格審査特別委員会等の設置規定

の新設など、全国町村議会議長会から示された標準例を踏まえ、所要の改正が含まれております。

議員各位には、条例の改め文と新旧対照表をお配りしております。これらの内容は、先ほどの会議規則と同様に、既に全議員に説明をさせていただいたとともに、先月の全員協議会におきまして御協議いただき本日を迎えております。

このため、新旧対照表にあります各条文の改正内容について、この場で私から改めて説明することは省略させていただきます。

最後に、附則において、本改正は令和7年4月1日から施行することを規定しております。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第2号について採決いたします。

発議案第2号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

陳情第1号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める陳情

議長（恩田 稔）

陳情第1号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

陳情第1号について御報告いたします。

去る2月17日に新潟県教職員組合魚沼支部執行委員長、関美紀様より「「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める陳情」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。

この陳情については、去る12月議会でも同様の陳情を受理しており、審議の結果、不採択としたところではありますが、再度、審議してほしいとのことから議長より付託を受けたものです。

陳情の趣旨は12月同様で、「教員希望者が減少し、病気休職者や早期退職者増加等、深刻な教員不足の状況であること。これにより、子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。このようななか、勤務環境の改善が求められており、また、社会全体でも勤務時間の

適正化に向かうなか、教職員特有の給特法（※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）を適用している教員については、長時間労働是正が進まない。持続可能な学校運営の実現のためには、教員の健康と福祉が守られなければならない。」、このようなことから、幾つかの具体的な事項について、国に意見書の提出を求めるものです。

詳しい内容につきましては、お手元の資料を御覧ください。

総文福祉常任委員会では、去る2月27日に審査を行いました。その中で、「長時間労働を訴えているが、教職員は他の職種と比較して給料の額も恵まれているし、夜勤や早朝出勤とも無いなか、もう少し他の職種も見たほうが良いのではないか。」、あるいは「部活動が大きく負担になっていると訴えているが、学校で部活動をするかしないかは各学校の判断によるものであり、国に求めるものではない。」、また、一方では「この訴えていることは理解できる。」といったような意見が出されました。

その結果、総文福祉常任委員会では、賛成1、反対4で不採択とすることといたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号に対する委員長報告は、不採択です。

念のため申し上げます。採択は、提出された陳情について行います。

陳情第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます

—（起立2名、非起立9名）—

賛成少数です。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

日 程 第 16

議員派遣の件について

議長（恩田 稔）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 17

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（恩田 稔）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

2022 年に次ぐ豪雪でありました。町民の皆様には、まずもってお疲れ様でしたと申し上げるものでございます。そして、長野県栄村と津南町の県境付近で発生した震度 6 強のあの大地震から 14 年となりますが、自然の猛威の前にまたも思い知らされた今冬の大雪であります。その上で、「災い転じて福となる」と福を誘い、前進してまいりたいものであります。

さて、今冬の豪雪対策を折り込んだ補正予算の御審議、また、令和 7 年度の一般会計をはじめ各特別会計、事業会計予算に頂きました御意見、御指導は十分に留意し、しっかり取り組んでまいります。

時代も町も変局期を迎えております。「人口減にうまく対応しながら、未来をもっと良くできる、町民の生活が安定し良くなる」を組織を上げて練り上げた数々の政策を町民の皆様の思いも力にして、津南町を磨き上げてまいります。

本定例会で御可決いただいたそれぞれの議案が新年度、町民の皆様を優しく照らし、温めるものとなりますよう、職員一丸となり魂を入れて取り組んでまいります。

結びになりますが、本定例会に感謝を申し上げ、そして、1 日も早い雪消えを記念いた

し、挨拶に代えさせていただきます。
大変ありがとうございました。

議長（恩田 稔）

これにて、令和7年第1回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後2時03分）—